

議案第115号

芽室町国民健康保険支払準備基金条例廃止の件

芽室町国民健康保険支払準備基金条例を次のとおり廃止しようとするものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町国民健康保険支払準備基金条例を廃止する条例

芽室町国民健康保険支払準備基金条例（昭和55年条例第29号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

平成30年度から国民健康保険制度が都道府県化されることに伴い、財政運営の実施主体が北海道となることから、保険給付に係る費用は北海道から交付金として交付されることとなり、本条例に規定する保険給付費支出を目的とした基金は不要となるため、本条例を廃止するものであります。